

さくらケアセンター居宅介護運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、株式会社さくらが開設するさくらケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定障害者福祉サービスである居宅介護・重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者等及び障害児（以下「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする

3 居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 さくらケアセンター
- （2）所在地 春日部市大場 748 番 1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員 ～ サービス提供責任者を兼ねる）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- （2）サービス提供責任者 2名（常勤職員 ～ うち1名が管理者を兼ねる）
サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申し込みに係る調整、居宅介護計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。
- （3）従業者 5名以上
従業者は、居宅介護計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。
- （4）事務職員 1名
事務職員は必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。(ただし、祝祭日及び12月30日から1月3日は除く)
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供日 年中無休
- (4) サービス提供時間 定めなし

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護
 - ア 身体障害者
 - イ 知的障害者
 - ウ 障害児（18歳未満の身体障害児、知的障害児）
 - エ 精神障害者（18歳未満の精神障害者を含む）
- (2) 重度訪問介護
 - ア 身体障害者
 - イ 身体障害児（15歳以上で、児童福祉法63条の3の規定により児童相談所長利用を認めた児童に限る）

(居宅介護の内容)

第7条 事業所が行う居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助
 - キ その他必要な身体介護
- (3) 家事援助
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護
 - 日常生活全般に常時に支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。
- (5) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
 - (2) から (4) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 居宅介護等を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1 kmあたり20円を乗じて得た額とする。
- 3 電車・バス等を利用して重度訪問介護を提供した場合には、従業者の交通費としてその実費を徴収するものとする。
- 4 第1項、第2項及び第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、春日部市・越谷市・松伏町・白岡市・宮代町・さいたま市岩槻区とする。

(緊急時の対応)

第10条 従業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに、利用者の病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した居宅介護等に関する利用者からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命はまたは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 年1回以上
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施
採用時研修 採用後3か月以内
継続研修 年1回以上

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措

置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）

の設置等に関すること

ア 虐待防止委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

イ 虐待の防止のための指針の整備

ウ 虐待の防止のための研修の実施

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年1回以上

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに。従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（委任）

第15条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、株式会社さくらと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

令和4年 4月 1日 変更